



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 選挙管理委員会告示

- 71 衆議院議員総選挙における選挙長及びその職務代理人並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理人の住所及び氏名
- 72 投票用紙の様式
- 73 選挙長等にする届出の受理場所
- 74 選挙公報に掲載する掲載文等の紙面の大きさ等
- 75 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等
- 76 政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所等
- 77 ポスター等の撤去
- 78 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等名称掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所等
- 79 選挙会及び選挙分会の場所等

○ 衆選1選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等

○ 衆選2選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等

○ 衆選3選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等

○ 衆選近畿選挙分会長告示

- 1 選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第71号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及びその職務代理人並びに選挙分会長及びその職務代理人並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成17年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

区分	氏名	住所
第1区選挙区選挙長	宗正彦	海草郡野上町動木228番地
第1区選挙区選挙長職務代理人	上坊勝則	和歌山市松ヶ丘二丁目1番41号
第2区選挙区選挙長	森本明雄	和歌山市西ノ店18番地
第2区選挙区選挙長職務代理人	米田和一	和歌山市湊本町一丁目10番地の1

第3区選挙区選挙長	諸木良介	和歌山市内原1109番地
第3区選挙区選挙長職務代理人	鈴木孝志	和歌山市西庄81番地
和歌山県選挙分会長	宗正彦	海草郡野上町動木228番地
和歌山県選挙分会長職務代理人	上坊勝則	和歌山市松ヶ丘二丁目1番41号
審査分会長	森本明雄	和歌山市西ノ店18番地
審査分会長職務代理人	米田和一	和歌山市湊本町一丁目10番地の1

和歌山県選挙管理委員会告示第72号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成17年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

1 衆議院小選挙区選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

衆議院小選挙区


候補者氏名

候補者氏名欄

<注意>
 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

平成十七年執行

衆議院小選挙区選出議員選挙投票



点 字 投 票

衆議院小選挙区

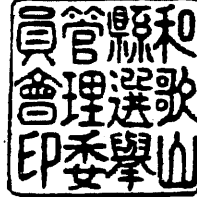
候補者氏名

候補者氏名欄

<注意>
 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

平成十七年執行

衆議院小選挙区選出議員選挙投票



備 考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、水色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

2 衆議院比例代表選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

衆議院比例代表

政党その他の
政治団体の名称
又は略称

和歌山県選挙管理委員会印

＜注意＞
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

平成十七年執行

衆議院比例代表選出議員選挙投票

点字投票

衆議院比例代表

政党その他の
政治団体の名称
又は略称

和歌山県選挙管理委員会印

＜注意＞
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

平成十七年執行

衆議院比例代表選出議員選挙投票

備考


- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、オレンジ色とする。
- 3 文字等の印刷は、赤色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、赤色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

3 最高裁判所裁判官国民審査に使用する投票用紙の様式

							× を 書 く 欄 裁 判 官 の 名	平成十七年執行 最高裁判所裁判官 国民審査投票 和歌山県選挙管理委員会印 意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官につ いては、その名の上の欄に×を書くこと。 二 やめさせなくてもよいと思う裁判官に ついては、何も書かないこと。 注

点字投票

平成十七年執行
 最高裁判所裁判官
 国民審査投票



備 考

- 1 大きさは、おおむね縦 8.0 センチメートル、横 15.2 センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、白色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第73号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、選挙長、選挙分会長及び審査分会長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成17年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

和歌山県第1区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

(平成17年8月30日については、和歌山県庁北別館4階和歌山県議会第1委員会室及び第2委員会室)

和歌山県第2区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

(平成17年8月30日については、和歌山県庁北別館4階和歌山県議会第1委員会室及び第2委員会室)

和歌山県第3区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

(平成17年8月30日については、和歌山県庁北別館4階和歌山県議会第1委員会室及び第2委員会室)

選挙分会 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

審査分会 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

和歌山県選挙管理委員会告示第74号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

平成17年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

1 紙面 おおむね縦15センチメートル、横36センチメートルとする。

2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第75号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第5項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成17年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

1 衆議院小選挙区選出議員選挙

(1) 場所 和歌山県庁

(2) 日時 平成17年8月30日 午後6時

2 衆議院比例代表選出議員選挙

(1) 場所 和歌山県庁

(2) 日時 平成17年8月31日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第76号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定による政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

1 場所 和歌山県庁

2 写真 平成17年8月30日 午後5時30分

和歌山県選挙管理委員会告示第77号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙において、選挙運動のために使用する文書図画で公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条(文書図画の掲示)、第144条(ポスターの数)、第145条(ポスターの掲示箇所等)若しくは第164条の2(個人演説会等の会場の掲示の特例)の規定に違反して掲示したものの若しくは同法第143条の2(文書図画の撤去義務)の規定に違反して撤去しないもの又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で同法第146条(文書図画の領布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)の規定に該当するものがあるとき、又は政治活動のために使用する文書図画で同法第14章の3(政党その他の政治団体等の選挙における政治活動)の規定に違反して掲示したものの若しくは同法第201条の11(政治活動の態様)第10項及び同法第201条の14(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)第1項の規定に違反して撤去しないものがあるときは、その責任者において速やかに撤去しなければならない。

平成17年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

和歌山県選挙管理委員会告示第78号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定により、名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成17年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

1 場所 和歌山県庁

2 日時 平成17年8月30日 午後7時

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成17年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

和歌山県第1区

- 1 場所 和歌山県庁
 - 2 日時 平成17年9月14日 午前10時
- 和歌山県第2区
- 1 場所 和歌山県庁
 - 2 日時 平成17年9月14日 午前10時30分
- 和歌山県第3区
- 1 場所 和歌山県庁
 - 2 日時 平成17年9月14日 午前11時
- 選挙分会
- 1 場所 和歌山県庁
 - 2 日時 平成17年9月14日 午前11時30分
- 審査分会
- 1 場所 和歌山県庁
 - 2 日時 平成17年9月14日 午前12時

衆選1選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
選挙長 宗 正彦

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成17年9月9日 午前10時

衆選2選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
選挙長 森本明雄

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成17年9月9日 午前10時30分

衆選3選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区
選挙長 諸木良介

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成17年9月9日 午前11時

衆選近畿選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区和歌山県選挙分会長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成17年8月30日

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区
和歌山県選挙分会長 宗 正彦

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成17年9月9日 午前11時30分